

## 女性活躍推進法にもとづく「一般事業主行動計画(第3回)」の策定等について

株式会社七十七銀行(頭取 小林 英文)では、女性がキャリア・アップに対する意識を高め、いきいきと仕事に取り組むとともに、一人ひとりの能力を最大限に発揮して活躍できる職場環境の整備を行う観点から、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」にもとづき、「一般事業主行動計画(第3回)」を策定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

## 記

## 1. 計画期間

2021年4月1日から2026年3月31日(5年間)

## 2. 目 標

- (1) 管理職に占める女性の割合を18%以上にする
- (2) 月間一人平均時間外休日勤務時間数を10時間未満にする
- (3) 年次有給休暇取得率70%以上を維持する

## 3. 内 容

別紙のとおり

## 4. 女性の活躍に関する情報の公表

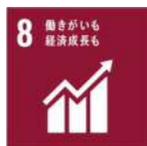
女性活躍推進法にもとづく、当行の女性の活躍に関する情報については、厚生労働省が運営するウェブサイト「女性の活躍・両立支援総合サイト」に掲載しております。

なお、当行では2016年6月に、女性の活躍推進に関する取組みの実施状況等が優良な企業として、厚生労働省より「えるぼし」認定(3段階目)を受けております。



【認定マーク「えるぼし(3段階目)」】

## 5. 関連するSDGs



## SDGs (Sustainable Development Goals)

2015年9月に、国連に加盟する全ての国が全会一致で採択した国際目標であり、17のゴールと、169のターゲットから構成されています。

七十七グループは2020年7月に「七十七グループのSDGs宣言〜もっと、ずっと、地域と共に。〜」を表明しました。

以 上



(別 紙)

株式会社七十七銀行 行動計画（第3回）

女性が、キャリア・アップに対する意欲を高め、いきいきと仕事に取り組むとともに、一人ひとりの能力を最大限に発揮して活躍できる職場環境の整備を行う観点から、次のとおり行動計画を策定します。

1. 計画期間 2021年4月1日～2026年3月31日（5年間）

2. 当行の課題

- (1) 採用における男女割合ならびに男女の継続勤務年数に大きな差は見られないが、管理職に占める女性の割合が低い。
- (2) ワークライフバランス推進運動や事務レス促進等により、総労働時間は短縮傾向にあるが、ワークライフバランスの更なる推進、および女性の就業継続支援の観点から、メリハリのある働き方へ向けた継続的な取り組みが必要である。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1：管理職に占める女性の割合を18%以上にする

<取組内容>

- 2021年度以降 ・女性向けキャリアデザインおよび能力強化に資する研修等の継続実施
- ・育児休業からの復職支援等、女性の就業継続に向けた取組みの継続実施

目標2：月間一人平均時間外休日勤務時間数を10時間未満にする

<取組内容>

- 2021年度以降 ・総労働時間短縮に向けた施策の継続実施
- ・柔軟な働き方の活用および従業員のタイムマネジメント力の強化

目標3：年次有給休暇取得率70%以上を維持する

<取組内容>

- 2021年度以降 ・ワークライフバランスの実現に向けた取組みの継続実施
- ・年次有給休暇を取得しやすい生産性の高い職場づくり

以 上